

2010年（平成22年）11月17日

民主党 幹事長
岡田克也 様

要 請 書

全国被爆体験者協議会

会長 小川博文（印省略）

（事務局）〒871-0403 長崎市布巻町827-4

岩永慶一 気付

TEL/FAX 095-892-0024

長崎に原爆が投下されて65年目をすぎ、被爆者は高齢化し、今なお放射線後障害に苦しんでいます。原爆被爆の被害実相はこれまで考えられた以上に大きく、特に黒い雨や粉塵汚染、放射線微粒子等による放射線内部被曝の被害は深刻です。

これまで、長崎の被爆地域は原爆投下時の「長崎市」を基本に南北約12kmまでが「被爆地」と定められています。しかし、行政区域を基本に決められたために東西は12km以内で被爆した人でも「被爆者」とは認められていません。わずかに、平成14年度に「健康診断特例地域」にいる「被爆体験者」として認定されましたが、「被爆者」とは大きな差別があります。

わたしたちはこの65年間、様々な健康被害を被ってきました。わたしたちはもう待てません。どうか、わたしたちを被爆者援護法に基づく被爆者として認めていただくよう要請します。

わたしたちは、わたしたちを被爆者と認めるよう求める裁判を2007年11月15日長崎地裁に提訴しました。原告は現在までに395人になっています。現在まで20回の口頭弁論が開かれています。司法での結論も待たれますが、わたしたちも高齢化し、一刻も早く「被爆者援護法」による救済を求めています。

2009年8月9日にわたしたちとの会見において鳩山由紀夫首相（当時、民主党代表）は「皆さんは被爆者だ。このような状況は許されない。必ず政権交代して皆さんを被爆者として救済していく。」旨の発言をしていただきました。わたしたちはその言葉を励みに政権交代を期待しそのために全力を尽くしました。

また、わたしたちの願いを託した署名は、2010年10月末現在で43万4346筆になりました。このような全国からの被爆体験者救済を求める声を受け止め、わたしたちの願いが叶いますようご尽力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1, 長崎原爆の放射線被曝の実態に則し、爆心地から12km以内で被爆した人全てを被爆者と認め、被爆者援護法に基づく援護が受けられるよう要請します。